

真田広之ブロマイド事件

東京地裁620710

肖像写真は、静止した被写体をカメラで撮影し、その機械的、科学的作用を通じて被写体の表情等を再現するものであるが、かかる肖像写真であつても、**被写体のもつ資質や魅力を最大限に引き出すため、被写体にポーズをとらせ、背景、照明による光の陰影あるいはカメラアングル等に工夫をこらす**などして、単なるカメラの機械的作用に依存することなく、**撮影者の個性、創造性が現れている場合には、写真著作物として、著作権法の保護の対象になる。**

ブロマイドが若年のファン層を対象とする性格上、撮影に際し、**被写体の特長をひきだすべく被写体にポーズ、表情をとらせ、背景や照明の具合をみながらシャッターチャンスをつか**がい、ファンの好みそうな表現のときをねらつて撮影を行っている。本件写真は被告の営業として販売する意図のもとに製作されたものの、撮影者の個性、創造性を窺うことができ、証明書用の肖像写真のように単なるカメラの機械的作用によつて表現されるものとは異なり、写真著作物となる。